

築上町手話言語条例（案）に対するパブリックコメント結果報告

1. 実施期間 : 令和4年12月19日（月曜日）～ 令和5年1月18日（水曜日）
2. 意見募集方法 : ○ 町公式ホームページへの掲載
○ 築上町役場保険福祉課障がい者支援係 窓口への設置（閲覧）
3. 意見提出件数 : 2名（意見件数：2件）

4. 意見の主な内容及びとりまとめ状況

No.	ページ及び項目	意見・提案の内容	意見等に対する回答について
1	第2条について	○どういう趣旨で、「聾」ではなく、「ろう」を使うのか、説明がない。	○「聾」の漢字が常用漢字に指定されておらず、一般的に使われているため平仮名で表記しております。また、「ろうあ」の漢字が使われなくなったのは、差別的表現であるとして使用しなくなっているためです。
2	附則	○条例施行後における社会情勢等の変化、また手話と聴覚障がい者を取り巻く環境の変化に応じた条例効果を検討するため、3～5年ごとの条例内容の見直し規定を附則に盛り込むことを希望します。	○ご意見につきまして、関係課と協議しながら、施行規則を定めるなど、今後の施策の参考とさせていただきます。